

## 自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る環境モニタリング有識者委員会設置要綱

### (目的)

第1条 平成25年6月27日付福岡県知事発通知「福岡都市計画道路アイランドシティ線に係る環境影響評価書について」の申し送り事項に従い、環境モニタリングや各種環境保全対策等を確実に実施するため、有識者委員会を設置し、事業予定者として指導・助言を受けて、環境に配慮したアイランドシティ線整備事業の推進を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 設置する有識者委員会の名称は「自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価に係る環境モニタリング有識者委員会」（以下「委員会」という。）とする。

### (業務)

第3条 委員会は次の事項について指導、助言を行う。

- (1)環境モニタリング計画の策定に関すること。
- (2)環境モニタリング結果の評価に関すること。
- (3)上記の評価を踏まえた対策に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は学識経験者及び関係行政機関の職員で組織する。

### (委員の任期)

第5条 委員会を構成する委員の任期は2年とし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員は再任されることができる。

### (会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
3. 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。
3. 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、福岡市道路下水道局計画部高速道路推進課で行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

### 附則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。